社会福祉法人 弘仁会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第 1条 この規程は、社会福祉法人 弘仁会(以下「法人」という。)の役員及び評議員の 報酬及び実費弁償等について必要な事項を定める。

(定義)

第 2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会への出席報酬)

- 第 3条 役員が理事会に出席したとき、評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
 - 2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(理事及び評議員の報酬)

- 第 4条 理事長が、理事会及び評議員会以外の日において、法人業務及び法人が実施する 介護サービス事業及び保育事業(以下「事業」という。)の運営のために業務にあた った場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
 - 2 業務執行理事が、理事会以外の日において、理事長に命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
 - 3 前2項に定めるもののほか、理事が理事会以外の日において、理事長に命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び 実費弁償費を支払うことができる。
 - 4 評議員が、評議員会以外の日において、理事長に命を受けて法人及び事業の運営 のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことが できる。
 - 5 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬)

- 第 5条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表 2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
 - 2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第 6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費を支給することができる。

(適用除外)

第 7条 事業の職員を兼務する役員は、この規程は適用しない。

(改正)

第 8条 この規程を改正する必要が生じた場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附則

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

この規定は、平成30年4月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

名 称	報酬	実費弁償費 (交通費)
理事会及び評議員会出席報酬等	10,315円 内 所得税315円	無

別表2 (第4条及び第5条関係)

名 称	報酬	実費弁償費 (交通費)
理事長業務報酬等	20,000円/日	2,500円
業務執行理事報酬	500,000円/月	8,900/月
理事及び評議員業務報酬等	10,315円/回	2 0000
	内 所得税 315 円	2,000円
監事監査指導報酬等	10,315円/回	2 0000
	内 所得税 315 円	2,000円

別表3 (第6条関係)

名 称	報酬	実費弁償費 (旅費)
報酬及び旅費日当	20,631円/日 内 所得税 63 1円)	実費相当 (グリーン相当実 費)
宿泊費	20,000円/泊	